

## 第29回議会運営委員会議案

日 時 平成19年12月27日(木)午前9時30分  
場 所 3階第1委員会室 時 分

### 1 開 会

### 2 議 件

#### (1) 審査事項

ア 芽室町議会会議規則等の見直しについて 資料1

#### (2) 協議事項

ア まめ通信1月号(No80)の校正について 資料2

イ 議会への意見(ホットボイス等)の取り扱いについて 資料3-1  
3-2

### 3 そ の 他

#### (1) 次回委員会開催日程について

平成20年 月 日( ) 9時30分～

#### (2) そ の 他

### 4 閉 会

メ モ

# めむろ町議会まめ通信

めむろ町議会まめ通信

〈No. 80〉

平成20年1月11日発行  
 発行者 芽室町議会  
 編集 議会運営委員会  
 TEL 62-9731 FAX 62-9813

## 新年のあいさつ

平成20年の新春を、ご健勝で迎えられ心からお慶び申し上げます。

地方の自治体は依然厳しい財政状況から脱却が出来ず、更なる行財政改革を推し進めなければ成りません。なかなか回復しない十勝経済、益々進む少子高齢化の中での保健、福祉、医療の問題、品目横断的経営安定対策の導入等課題山積であります。こうした課題解決に向けて行政と議会が、一丸となって風雨強かるべき明日に向かって全力を尽くす所存でありますので、一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

今年が皆様にとりましてご多幸でありますよう祈念申し上げます。

芽室町議会議長 高橋 源

## 12月町議会定例会終わる ◎ 審議事項は次のとおりです。

7日(金)開会

### ○行政報告(1件)

・町長から「北海道教職員組合からの時間外勤務手当等請求事件に係る訴訟について」の報告を受けました。

### ○第4期芽室町総合計画基本構想策定の件

・「第4期芽室町総合計画基本構想審査特別委員会」を設置し審査付託することになりました。

### ○十勝管内自治体病院医薬品等共同購入協議会の設置について議決を求める件

・原案可決(8町の自治体病院が経営の改善を図ることを目的に、医薬品の共同購入を行うもの)

### ○条例制定の件2件・条例中一部改正の件4件

\*審議結果は、次のとおりです。

条 例 名 等	制定・改正の内容	審議結果
芽室町課設置条例制定の件	部制の廃止に伴い、長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務について条例を制定するもの	原案可決
機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件	平成20年4月1日の機構改革に伴い、関係条例を整理しようとするもの	原案可決
職員の給与に関する条例中一部改正の件	国家公務員の給与改定及び社会情勢の変化に伴い、町職員の給与条例を改正しようとするもの	原案可決
町税等の滞納に対する特別措置に関する条例中一部改正の件	芽室町都市計画税条例の施行に合わせ、関係条文の一部改正をしようとするもの	原案可決
芽室町企業誘致条例中一部改正の件		原案可決
芽室町都市公園条例中一部改正の件	東芽室地区団地の字名地番改正に伴う公園位置の変更及び同地区内に会館緑地を設置するため、条例を改正しようとするもの	原案可決

### ○平成19年度芽室町各会計補正予算(一般会計、8特別会計、2事業会計) 原案可決

一般会計補正予算(めむろ駅前プラザ周辺防犯カメラ設置工事237万3千円の追加ほか)ほか10会計の補正予算案を可決しました。

12日(水)、13日(木)再開(一般質問)

○一般質問は、広瀬重雄、常通直人、高橋仁美、藤森善一郎、小椋孝雄、尾藤精志、梅津伸子、西尾一則、飛田秀樹の9議員が行いました。詳細につきましては、来月発行予定の「めむろ議会だより」に掲載する予定です。

## ○委員会報告

各常任委員会の道内所管事務調査結果の報告を受けました。

- ・総務常任委員会（基幹系業務システム導入等について、南幌町・道庁）
- ・厚生常任委員会（特別養護老人ホーム運営等について、標茶町・厚岸町・浜中町）
- ・経済常任委員会（道の駅の運営状況等について、三笠市・ニセコ町）

## ○指定管理者指定の件2件

議案等名	内容	審議結果
芽室町中央公民館指定管理者の指定の件	指定管理者の指定にあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするもの	株式会社半田美装芽室支店を指定管理者に指定 原案可決
芽室町社会体育施設等指定管理者の指定の件	同上	芽室ビル管理・十勝中央森林組合共同企業体を指定管理者に指定 原案可決

## ○条例制定1件・条例中一部改正の件4件

\*審議結果は、次のとおりです。

条例名等	制定・改正の内容	審議結果
芽室町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例制定の件	地方自治法が長期継続契約を締結することができる契約を条例で定めるように改正されたことに伴い、新年度から適用するため条例を制定するもの	原案可決
芽室町廃棄物の処理及び清掃に関する条例中一部改正の件	ごみの有料化から5年経過することから、小さいサイズ(7.5ℓ)の燃やすごみ袋を追加し、町民の利便性を向上させようとするもの	原案可決
芽室町個別排水処理事業受益者分担金条例中一部改正の件	個別排水処理施設整備に係る適正な受益者負担を求めため、分担金を改正しようとするもの	原案可決
芽室町個別排水処理施設管理条例中一部改正の件	芽室町自主自立推進プランに基づき、適正な受益者負担を求めため、使用料を改正しようとするもの	原案可決
芽室町議会委員会条例中一部改正の件	機構改革に伴う部制の廃止により、条例中の関係規定の一部を改正するもの	原案可決

## ○平成19年度芽室町一般会計補正予算(第6号) 原案可決

高齢者世帯等に1世帯あたり1万円分の灯油チケットを配付するもの。対象900世帯。

## ◆請願・陳情の審査及び意見書提出の件

\*請願及び陳情の審査結果及び議員提案の意見書の審議結果は、次のとおりです。

議案等名	請願・陳情	意見書提出
後期高齢者医療制度並びに70歳～74歳の医療費2倍化(2割負担)の改善を求める意見書提出の件〔請願〕	採択	原案可決
BSE全頭検査の実施に関する意見書提出の件〔請願〕	採択	原案可決
地域医療を守り、国立病院の存続・拡充を求める意見書提出の件	採択	原案可決
灯油等石油製品の価格を引き下げするための緊急対策を求める意見書提出の件	採択	原案可決
道立試験研究機関への地方独立行政法人制度導入に反対する意見書提出の件	採択	原案可決
品目横断的経営安定対策の抜本的見直しを求める意見書提出の件	議員提案	原案可決
森林・林業・木材関連産業の推進に関する要望意見書提出の件		原案可決
後期高齢者医療制度への財政支援等を求める意見書提出の件		原案可決

※可決された意見書は、国及び政府関係機関に提出しました。

みなさんの町政です。議会の様子を見に来てください!!

\*議会における本会議・各委員会の様子は、どなたでも傍聴することができます。

\*町のホームページ(議会のページ)からインターネットで本会議の様子を生中継で配信しています。

\*過去に開催した議会中継の録画も観ることができます。

町のホームページアドレス <http://www.memuro.net/>

お問い合わせ 議会事務局議事課総務係 TEL 62-9731

## ホットボイス等の公開に関する意見集約の整理

### 1 当面の対策

#### 1) 無記名者への対応

- ・現在の取り扱い基準のとおり取り扱わない 8人
- ・意見があったことを公開する 4人  
(基本は公開 2人、ネットでの公開 1人、まじめなものは 1人)

#### 2) 町民への周知

- 現状の取り扱い方法を再度周知する。 2人

#### 3) まめ通信の活用

- ・必要に応じてページを増やして 2人
- ・真意が伝わる程度に簡略化して 2人

### 2 今後の広聴のあり方について

- 1) 議員個々に意見があり、まとめて回答すべきではない。
- 2) 町民の意見には聞く耳を持つことも必要である。
- 3) 議会に来たものは議長裁量に任せ、説明できるものは町民にきちっと説明する。
- 4) 議会への意見は真摯に受け止めなければならない。
- 5) 二元代表制の議会として、住民との接点を設けるべき。
- 6) 懇談会の開催を考へては。
- 7) 寄せられた意見には前向きに対応すべき。
- 8) 自治基本条例の施行を受けて総体的に検討する必要がある。  
メール、ホットボイス等、それぞれ対応の仕方をしっかり整理すべき。
- 9) 議会は住民と同じ目線で考え、認識を一致させることが大事であるので、しっかりとルールを作っていくことが必要である。

※参考 まめ通信No.64 平成18年1月12日発行記事抜粋

### 議会におけるホットボイス（意見・提言等）の取扱

議会にお寄せいただきましたご意見、ご提言等については、お名前を記入いただいた方には、直接回答させていただきます。また、町のホームページ(議会のページ)にて回答文も含め掲示しています。

なお、次の情報は、町のホームページ(議会のページ)での意見・提言等としては取り扱っていません。

①議員の発言に関するもの ②特定者への誹謗・中傷・苦情・指摘並びに意味不明・解読不可なもの ③議会全体の意思決定に関する事項、議員個人への意見・要望など(これは全議員及び関係議員に配布し、今後の参考とさせていただきます。)

町村議会会議規則 比較表

「標準」町村議会会議規則	芽室町議会会議規則	近隣町議会の状況 (音更町、鹿追町、新得町、清水町、幕別町)
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>(会議時間)</p> <p>第9条 会議時間は、午 〇時から午後5時までとする。 2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員〇人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。</p> <p>(議案の提出)</p> <p>第14条 法第112条《議員の議案提出権》の規定によるものを除くほか、議員が議案を提出するに当たっては、〇人以上の賛成がなければならない。</p> <p>(修正の動議)</p>	<p>(欠席等の届出)</p> <p>第2条 議員は、事故等のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、閉会中においても、7日以上議会活動ができない事由が生じたときは、その旨を議長に届けなければならない。また、議会の活動ができることとなったときも同様とする。</p> <p>(会議時間)</p> <p>第9条 会議時間は、午前9時30分から午後5時までとする。 2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。</p> <p>(議案の提出)</p> <p>第14条 法第112条《議員の議案提出権》の規定によるものを除くほか、議員が議案を提出するに当たっては、提案者のほか1人以上の賛成がなければならない。</p> <p>(修正の動議)</p>	<p>(会議時間)</p> <p>午前10時～午後5時…4町 午前10時～午後4時30分…音更町 (異議) 鹿追町…4人、他町…2人</p> <p>全町「標準」の記載で2人</p>

<p>第17条 法第115の2《修正の動議》の規定によるものを除くほか、議会が修正の動議を議題とするに当たっては、○人以上の者の発議によらなければならない。</p>	<p>第17条 法第115の2《修正の動議》の規定によるものを除くほか、議会が修正の動議を議題とするに当たっては、2人以上の者の発議によらなければならない。</p>	<p>全町2人</p>
<p>(先決動議の措置) 第19条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を定める。ただし、出席議員○人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</p>	<p>(先決動議の措置) 第19条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を定める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</p>	<p>鹿追町…4人、他町…2人</p>
<p>(開票及び投票の効力) 第32条 議長は、開票を宣告した後、○人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。</p>	<p>(開票及び投票の効力) 第32条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。</p>	<p>新得町…3人、他町…2人</p>
<p>(一括議題) 第37条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員○人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</p>	<p>(一括議題) 第37条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</p>	<p>全町2人</p>
<p>(議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第39条 会議に付する事件は、他に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長は、討論を用いないで会議に諮って所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託することができる。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決</p>	<p>(議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第39条 会議に付する事件は、他に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長は、討論を用いないで会議に諮って所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託することができる。ただし、常任委員会の所管にかかる事件は、議</p>	<p>(標準)音更町、清水町、幕別町 (芽室町と同じ)新得町 鹿追町…「他に特別の規定があるものは、この限りでない。」</p>

で特別委員会に付託することができる。

2 提出者の説明は、討論を用いなくて会議に諮って省略することができる。

(参考)

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第39条 会議に付する事件は、第92条《請願の委員会付託》に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 前項の規定にかかわらず、委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議会の議決で付託することができる。

3 提出者の説明又は第1項の委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

(修正案の説明)

第42条 提出者の説明又は委員長の報告及び少数意見の報告が終わったときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(参考)

(修正案の説明)

第42条 委員長の報告及び少数意見の報告が終わったとき又は委員会の付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 提出者の説明は、討論を用いなくて会議に諮って省略することができる。

(修正案の説明)

第42条 提出者の説明又は委員長の報告及び少数意見の報告が終わったときは、議長は、修正案の説明をさせる。

幕別町のみ採用

鹿追町、幕別町採用

<p>(発言の許可等)</p> <p>第50条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、発言が簡単な場合その他特に議長が許可したときは、議席で発言することができる。</p> <p>(発言の要求)</p> <p>第51条 会議において発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない。</p> <p>2 2人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先起立者と認める者から指名して発言させる。</p> <p>(発言内容の制限)</p> <p>第54条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。</p> <p>(発言時間の制限)</p> <p>第56条 (省略)</p> <p>2 議長の定めた時間の制限について、出席議員〇人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>(一般質問)</p>	<p>(発言の許可等)</p> <p>第50条 発言は、すべて議長の許可を得た後、別に定め除き議席で行わなければならない。</p> <p>(発言の要求)</p> <p>第51条 会議において発言しようとする者は、挙手をして「議長」と呼び、議長の許可を求めなければならない。</p> <p>2 2人以上挙手をして発言を求めたときは、議長は、先挙手者と認める者から指名して発言させる。</p> <p>(発言内容の制限)</p> <p>第54条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 議員は、質疑にあたっては、自己の意見を述べることができない。</p> <p>(発言時間の制限)</p> <p>第56条 (省略)</p> <p>2 議長の定めた時間の制限について、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>(一般質問)</p>	<p>全町「標準」</p> <p>(標準)鹿追町、幕別町 (挙手一番号)音更町、清水町 (芽室町と同じ)新得町</p> <p>全町「当たって」</p> <p>鹿追町…4人、他町…2人</p>
--	---	---

<p>第61条 議員は、町（村）の一般事務について、議長の許可を得て、質問することができる。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 質問の通告をした者が欠席したとき、又は質問の順序に当たつても質問しないとき、若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第63条 質問については、第55条《質疑の回数》及び第59条《質疑又は討論の終結》第1項の規定を準用する。</p> <p>第81条 (省略)</p> <p>2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員〇人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第82条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員〇人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。</p> <p>(簡易表決)</p> <p>第87条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮る</p>	<p>第61条 議員は町（村）の一般事務について、議長の許可を得て、質問することができる。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 質問の通告をした者が欠席したとき、又は質問の順序にあたつても質問しないとき、若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第63条 質問については、第59条《質疑又は討論の終結》第1項の規定を準用する。</p> <p>第81条 (省略)</p> <p>2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第82条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員5人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。</p> <p>(簡易表決)</p> <p>第87条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮る</p>	<p>音更町…第4項なし 他は「当たって」</p> <p>(55条なし)音更町、新得町</p> <p>2人…音更町、清水町、幕別町 3人…新得町 4人…鹿追町</p> <p>2人…音更町、清水町、幕別町 3人…新得町 4人…鹿追町</p> <p>2人…音更町、新得町、清水町、</p>
---	---	--

<p>ことができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員〇人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。</p> <p>(表決の順序)</p> <p>第88条 (省略)</p> <p>2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員〇人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>(請願文書表の作成及び配布)</p> <p>第91条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>(参考)</p> <p>(請願書の写しの配布)</p> <p>第91条 議長は、受理番号及び受理年月日を記載した請願書の写しを議員に配布する。</p> <p>第92条 議長は、第39条《議案等の説明、質疑及び委員会付託》第1項の規定にかかわらず、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、会議に付した請願で常任委員会に係る</p>	<p>ことができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。</p> <p>(表決の順序)</p> <p>第88条 (省略)</p> <p>2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>(請願文書表の作成及び配布)</p> <p>第91条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>第92条 議長は、第39条《議案等の説明、質疑及び委員会付託》第1項の規定にかかわらず、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、会議に付した請願で常任委員会に係る</p>	<p>幕別町 4人…鹿追町</p> <p>2人…音更町、新得町、清水町、 幕別町 4人…鹿追町</p> <p>音更町、鹿追町、新得町、幕別町採用</p>
--	--	--

ものは、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

(注 前条において請願書の写しを配布する場合には、「請願文書表」とあるのは「請願書の写し」とする。)

2 会議に付した請願の委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(参考)

(請願の委員会付託)

第92条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、会議に付した請願で常任委員会に係るものは、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

(注 前条において請願書の写しを配布する場合には、「請願文書表」とあるのは「請願書の写し」とする。)

2 会議に付した請願の委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(資格決定の審査)

ものは、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 会議に付した請願の委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(資格決定の審査)

(会議に諮って付託)音更町、清水町

<p>第101条 前条の要求については、議会は、第39条《議案等の説明、質疑及び委員会付託》第1項の規定にかかわらず、委員会に付託しなければ決定することができない。</p> <p>(参考)</p> <p>(資格決定の審査)</p> <p>第101条 前条の要求については、議会は、第39条《議案等の説明、質疑及び委員会付託》第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。</p> <p>(携帯品)</p> <p>第103条 議場に入る者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、かさ、写真機及び録音機の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>(禁煙)</p> <p>第106条 何人も、議場において喫煙してはならない。</p> <p>(懲罰の審査)</p> <p>第111条 懲罰については、議会は、第39条《議案等の説明、質疑及び委員会付託》第1項の規定にかかわらず、委員会に付託しなければ決定することができない。</p> <p>(参考)</p> <p>(懲罰の審査)</p>	<p>第101条 前条の要求については、議会は、第39条《議案等の説明、質疑及び委員会付託》第1項の規定にかかわらず、委員会に付託しなければ決定することができない。</p> <p>(携帯品)</p> <p>第103条 議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、つえ、かさ、カメラ、携帯電話及び録音機の類を着用又は携帯してはならない。ただし、特別の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>(喫煙)</p> <p>第106条 何人も、議場及び委員会室において喫煙してはならない。</p> <p>(懲罰の審査)</p> <p>第111条 懲罰については、議会は、第39条《議案等の説明、質疑及び委員会付託》第1項の規定にかかわらず、委員会に付託しなければ決定することができない。</p>	<p>幕別町のみ採用</p> <p>清水町…規定なし 新得町…パソコン</p> <p>音更町…規定なし</p>
---	--	---

<p>第111条 懲罰については、議会は、第39条《議案等の説明、質疑及び委員会付託》第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。</p> <p>(出席停止の期間)</p> <p>第114条 出席停止は、〇日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。</p> <p>(会議録の記載事項)</p> <p>第117条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時</li> <li>2 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時</li> <li>3 出席及び欠席議員の氏名</li> <li>4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名</li> <li>5 説明のため出席した者の職氏名</li> <li>6 議事日程</li> <li>7 議長の諸報告</li> <li>8 議員の異動並びに議席の指定及び変更</li> <li>9 委員会報告書及び少数意見報告書</li> <li>10 会議に付した事件</li> <li>11 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項</li> <li>12 選挙の経過</li> </ol>	<p>(出席停止の期間)</p> <p>第114条 出席停止は、3日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。</p> <p>(会議録の記載事項)</p> <p>第117条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時</li> <li>2 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時</li> <li>3 出席及び欠席議員の氏名</li> <li>4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名</li> <li>5 説明のため出席した者の職氏名</li> <li>6 議事日程</li> <li>7 議長の諸報告</li> <li>8 議員の異動並びに議席の指定及び変更</li> <li>9 委員会報告書及び少数意見報告書</li> <li>10 会議に付した事件</li> <li>11 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項</li> <li>12 選挙の経過</li> </ol>	<p>幕別町のみ採用</p> <p>3日…清水町、幕別町</p> <p>10日…音更町、新得町</p> <p>60日…鹿追町</p>
--	--	--

<p>1 3 議事の経過</p> <p>1 4 記名投票における賛否の氏名</p> <p>1 5 その他議長又は議会において必要と認めた事項 (参考)</p> <p>(会議録の記録事項)</p> <p>第117条 会議録は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもつて作成し、当該会議録に記録する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時</p> <p>2 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時</p> <p>3 出席及び欠席議員の氏名</p> <p>4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名</p> <p>5 説明のため出席した者の職氏名</p> <p>6 議事日程</p> <p>7 議長の諸報告</p> <p>8 議員の異動並びに議席の指定及び変更</p> <p>9 委員会報告書及び少数意見報告書</p> <p>1 0 会議に付した事件</p> <p>1 1 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項</p> <p>1 2 選挙の経過</p> <p>1 3 議事の経過</p> <p>1 4 記名投票における賛否の氏名</p> <p>1 5 その他議長又は議会において必要と認めた事項</p>	<p>1 3 議事の経過</p> <p>1 4 記名投票における賛否の氏名</p> <p>1 5 その他議長又は議会において必要と認めた事項</p>	<p>採用町なし</p>
--	--	--------------

<p>(会議録の配布)</p> <p>第118条 会議録は、印刷して、議員及び関係者に配布する。(参考)</p> <p>(会議録に掲載しない事項)</p> <p>第119条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第64条《発言の取消し又は訂正》の規定により取り消した発言は、掲載しない。(参考)</p> <p>(参考)</p> <p>(会議録に掲載又は記録しない事項)</p> <p>第119条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第64条《発言の取消し又は訂正》の規定により取り消した発言は、掲載又は記録しない。(参考)</p> <p>(会議録署名議員)</p> <p>第120条 会議録に署名すべき議員は、〇人とし、議長が会議において指名する。</p> <p>(参考)</p> <p>(会議録署名議員)</p> <p>第120条 会議録に法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとらなければならない議員は、〇人とし、議長が会議において指名する。</p>	<p>(会議録の配布)</p> <p>第118条 会議録は、印刷して、議員及び関係者に配布する。</p> <p>(会議録に掲載しない事項)</p> <p>第119条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第64条《発言の取消し又は訂正》の規定により取り消した発言は、掲載しない。</p> <p>(会議録署名議員)</p> <p>第120条 会議録に署名すべき議員は、3人とし、議長が会議において指名する。</p>	<p>規定なし…音更町、鹿追町、幕別町</p> <p>規定なし…音更町、鹿追町、幕別町</p> <p>2人…音更町、鹿追町、新得町 3人…清水町、幕別町</p>
--	---	--